

法人名：

株式会社 秋田県食肉流通公社

設立年月日

昭和53年6月6日

1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 土田 正広	資本金	1,319,700千円	県出資等額及び比率	445,710千円	(33.8%)	所管部課名	農林水産部畜産振興課
設立目的	秋田県における肉畜及び食肉流通の合理化を図り、もって畜産農家経済の発展と県民生活の向上に寄与することを目的に設立							
事業概要	①肉畜の集荷、と殺、解体 ②枝肉及び副産物の買い取り並びに受託処理加工 ③食肉及び副生物の加工並びに貯蔵販売 ④前各号に付帯する一切の事業							
関連法令、県計画	と畜場法、食品衛生法							
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監査役		評議員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	3	7	1	2			4	9

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	縮小・廃止	経営状況	概ね安定	取組の方向性	・内部留保の積み増し
目標	○安定的経営の継続に向け、と畜頭数及びカット頭数の事業量増を推進するとともに、秋田牛の輸出量の拡大を図る。 【目標】と畜頭数（豚換算） R4年度：190,800頭、R5年度：194,200頭、R6年度：198,000頭、R7年度：202,000頭 カット頭数（豚換算） R4年度：114,000頭、R5年度：117,000頭、R6年度：119,000頭、R7年度：121,000頭 牛肉輸出量 R4年度：16.5t、R5年度：21.6t、R6年度：26.9t、R7年度：30.4t				
取組	○と畜頭数の拡大 生産者をはじめとより県を始めとする関係機関等と打合せを頻繁に行うなど連携を密にし、生産者等にと場利用を推進する。 ○カット頭数拡大 カット作業委託先における外国人研修生を含めた人員の確保を推進するとともに作業内容の見直しを行い、効率的な作業体制を確立する。 ○秋田牛の輸出拡大 輸出を志向する取引業者等との連携強化と県と一体となった海外での販促活動（商談会への参加等）に積極的に取り組む。				

3 財務

①損益計算書

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
売上高	9,882,290	10,681,528
売上原価	9,405,796	10,196,013
売上総利益	476,494	485,515
販売費及び一般管理費	476,474	478,171
人件費（売上原価含む）	325,567	328,263
営業利益（損失）	20	7,344
営業外収益	10,522	11,844
営業外費用	2,228	2,067
経常利益（損失）	8,314	17,121
特別利益	52,500	19,000
特別損失	52,525	19,000
法人税、住民税・事業税	3,582	8,464
当期純利益（損失）	4,707	8,657

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	949,197	966,291
固定資産	945,155	903,124
資産計	1,894,352	1,869,415
流動負債	312,066	327,165
短期借入金	65,344	52,674
固定負債	210,917	162,224
長期借入金	110,149	57,475
負債計	522,983	489,389
資本金	1,319,700	1,319,700
利益剰余金等	51,669	60,326
純資産計	1,371,369	1,380,026
負債・純資産計	1,894,352	1,869,415

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 （経常収益÷経常費用）	100.1%	100.2%	+0.1
流動比率 （流動資産÷流動負債）	304.2%	295.4%	△8.8
自己資本比率 （純資産計÷負債・純資産計）	72.4%	73.8%	+1.4
有利子負債比率 （有利子負債÷純資産計）	12.8%	8.0%	△4.8

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況（単位:千円）>

要支給額	引当額	引当率(%)
120,665	72,282	59.9%

③県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名：

株式会社 秋田県食肉流通公社

Ⅰ 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和4年度実績】 ○と畜頭数（豚換算）：189,023頭（目標190,800頭、達成率99.1%） ○カット頭数（豚換算）：110,008頭（目標114,000頭、達成率96.5%） ○牛肉輸出量：33t（目標16.5t、達成率200%）		【令和4年度実績】 ○豚枝肉の相場高などにより、売上高は前年比799,238千円増の10,681,528千円となった。 ○販売部門の収益増などにより、経常利益は17,121千円、当期純利益は8,657千円の黒字となった。	
【自己評価】 ○「と畜頭数」及び「カット頭数」については、いずれも行動計画の目標数値にわずかに届かなかったものの、前年比では、と畜頭数が338頭、カット頭数が2,696.5頭と増加した。 ○秋田牛の輸出については、タイ・台湾へ積極的な販売・PR活動を行った結果、目標値を大きく上回る33tの輸出量となった。		【自己評価】 ○豚枝肉の上物相場平均が前年より54円高い560円と近年にない価格となり、売上高が初めて100億円以上となった。 ○エネルギー価格の高騰により光熱費が前年比37,337千円増となるなど、大変厳しい経営状況であったが、販売経費の見直しなどの経費節減に努めたほか、販売部門の収益増などがあり、結果的には前年を上回る黒字を計上することができた。	
		評価	評価
		B	A

Ⅱ 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
○「と畜頭数」と「カット頭数」については、目標未達成となったものの、いずれも前年実績より増加しており、達成率も100%に近い水準にあることから、引き続き、大規模農場との連携や効率的な作業体制の確立など、目標達成に向けて取り組んでいただきたい。 ○「牛肉輸出量」については、目標を大きく上回る実績をあげており、「秋田牛」の生産流通拠点として、引き続き、県産牛肉の輸出拡大を牽引していただきたい。		○令和4年度の経常損益は黒字であり、施設整備に関して県の補助事業を活用しているものの、累積債務はない。 ○8期連続の黒字決算と経営は安定しているものの、電力や燃油、各種資材価格の高騰により、厳しい経営環境が続いていることから、引き続き、経費節減や業務効率化に取り組んでいただきたい。	
		評価	評価
		B	A

Ⅲ 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○行動計画に定める「と畜頭数」及び「カット頭数」については目標を達成することができなかったものの前年比で増加であったことや、「牛肉輸出量」の実績が目標を大きく上回った点については評価できる。 ○経営状況については、売上高が100億円を超えており、8期連続黒字決算と安定しているものと評価できる。

【委員からの提言】

○畜産業者の経営破綻を防ぐためにも、品質保証制度の導入など、県産畜産物の品質向上・ブランド化による1頭当たりの価格・利益率向上に取り組むべきと考える。 ○販売部門では、肉や加工品等を自社ホームページで販売するなど、さらなる経営状況の安定化、内部留保の積み増しに努めていただきたい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○行動計画に定める目標の達成に向け、「と畜頭数」及び「カット頭数」の確保や「牛肉輸出量」の拡大に積極的に取り組むとともに、一層の経営安定化に向け、経費節減や業務効率化などの取組を継続するほか、ホームページの活用による自社製品の販売促進などについても検討する。 ○県産畜産物の品質向上等に当たっては、徹底した衛生管理などに取り組み、引き続き、安全・安心な食肉を消費者へ届けられるよう努めていく。	○安全・安心な食肉生産や県産畜産物のブランド推進など、秋田県食肉流通公社が担う公共性の高い役割が引き続き発揮されるよう、畜産振興施策の推進において、十分な連携を行うとともに、行動計画に定める目標の達成等に向け、必要な指導・助言を行う。

法人名 (株)秋田県食肉流通公社

①令和 5 年度計算書類等

法人所管課 畜産振興課

株式会社秋田県食肉流通公社

定 款

沿 革

昭和53年	5月24日作成
昭和53年	5月25日公証人認証
昭和53年	6月6日会社成立
昭和54年	6月15日一部改正
昭和55年	3月27日一部改正
昭和58年	6月10日一部改正
昭和59年	6月27日一部改正
昭和60年	6月21日一部改正
平成元年	6月27日一部改正
平成4年	6月29日一部改正
平成6年	6月28日一部改正
平成15年	6月27日一部改正
平成17年	6月28日一部改正
平成18年	6月28日一部改正

株式会社秋田県食肉流通公社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社秋田県食肉流通公社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、秋田県における肉畜及び食肉流通の合理化を図り、もって畜産農家経済の発展と県民生活の向上に寄与するため、次の事業を営むことを目的とする。

1. 肉畜の集荷、と殺、解体。
2. 枝肉及び副産物の買取り、並びに受託処理加工。
3. 食肉及び副生物の加工並びに貯蔵販売。
4. 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を秋田市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150,000株とする。

(株券不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券は発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎事業年度末日の毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(総会の招集地)

第12条 当会社の株主総会は、本店所在地または、これと隣接する地にこれを招集する。

(総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、2名以上の代理人を出席させることができない。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は15人以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または、増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選)

第30条 監査役が欠けた場合、または法律もしくは定款で定めた監査役の員数を欠くことに備え、任期満了前に退任した監査役の補欠として、株主総会の決議によって補欠監査役の予選をすることができる。

2. 予選の決議は、第29条2項の選任決議を予選決議と読みかえ行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 補欠監査役の予選により選任された監査役の任期は、次期定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までの発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において特段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(運営委員会の設置)

第41条 取締役の諮問機関として、当会社の経営の健全化と円滑なる運営を図るため、運営委員会を置くことができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当」という）を支払う。

(除斥期間)

第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの配当金には利息をつけない。

株主名簿

法人名：株式会社秋田県食肉流通公社

(単位:千円)

出資等団体数	32	資本金・基本財産合計額	1,319,700
--------	----	-------------	-----------

(出資団体等一覧)

出資団体等名	出資等額	出資団体等名	出資等額
秋田県	445,710	市町村の内訳	16,000
全国農業協同組合連合会	378,490	秋田市	10,070
農畜産業振興機構	320,000	能代市	330
秋田県畜産農業協同組合	135,010	横手市	1,000
全国共済農業協同組合連合会	22,490	大館市	270
25市町村	16,000	由利本荘市	840
秋田県家畜商業協同組合	1,000	潟上市	180
秋田県食肉事業協同組合連合会	1,000	男鹿市	160
		湯沢市	370
		大仙市	600
		鹿角市	230
		北秋田市	350
		小坂町	60
		上小阿仁村	40
		三種町	200
		八峰町	90
		藤里町	70
		五城目町	50
		八郎潟町	40
		井川町	90
		大潟村	40
		にかほ市	220
		仙北市	200
		美郷町	250
		羽後町	200
	1,319,700	東成瀬村	50

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : (株)秋田県食肉流通公社

時 点 : 令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	土田正広	前秋田県農林水産部参事
2	取締役副社長	加藤義康	県畜協代表理事組合長
3	専務取締役	小野 悟	全農秋田監理役
4	常務取締役	近江谷亮一	前事業部長
5	取締役	吉田 良	全農秋田園芸畜産部長
6	取締役	永井丈晴	全共連県副本部長
7	取締役	長岐哲行	県畜協参与
8	取締役	黒澤亮	秋田市産業振興部長
9	取締役	小松信一	食肉事業連会長
10	取締役	高橋長寿	秋田県家畜商協副理事長
11	常勤監査役	山崎 司	前秋田県山本地域振興局農林部長
12	監査役	安杖和彦	中央会経営総合対策部長
13	監査役	小川宏人	秋田市産業振興課副理事兼課長
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

第 4 6 期

〔 自：令和 5 年 4 月 1 日
至：令和 6 年 3 月 3 1 日 〕

事 業 計 画 書

株式会社 秋田県食肉流通公社

I. 基本方針

令和5年度は、大きく変化している社会経済情勢の中で安定した経営基盤を確立するため、これまで以上に省力化、低コスト化、効率化を意識した事業運営に努めると共に、引き続き生産段階へのアプローチや県産ブランドの販売強化等に重点的に取り組み、本県畜産を牽引する主導的役割を発揮する。

II. 重点推進事項

1. 安定した集荷体制の構築

生産者や関係団体との連携・協力体制を強化すると共に、生産対策にも積極的にアプローチし、安定的な集荷体制を確立する。

2. 「秋田牛」等の販売強化

厳しい販売環境の中、県や生産者団体の協力を得ながら卸売業者や量販店等と連携した販促活動を展開し、秋田牛を始めとする県産ブランド食肉の販売の強化を図る。

秋田牛のタイ・台湾への輸出については、秋田牛輸出促進コンソーシアムを中心に引き続き県・関係団体との連携・協力のもと一層の販路拡大に努める。

3. 効率的で高品質な生産体制の確立

施設や機械の計画的な整備更新による作業の効率化を進めると共に、外部の専門家による定期的な技術指導を継続し衛生的で高品質の生産体制を確立する。カット部門においては、作業員の安定的な確保や作業体制の見直し等によるカット体制を一層強化し、処理頭数の増加や多様化する実需者ニーズ、輸出拡大等に対応した効率的できめ細かい食肉生産に努める。

4. 品質管理・衛生管理の強化

と畜部門、カット部門、加工部門の三つのHACCPを品質管理・衛生管理の柱とし、品質管理室を中心に、HACCPの確実な実施とチェック体制の強化を図ると共に、職員の意識レベルを向上させ安全・安心で高品質な食肉や加工品の生産に努める。

5. 経営基盤の強化

目まぐるしく変化する生産動向や販売環境に即応した業務見直しや点検を継続すると共に、エネルギーの価格高騰対応として省エネ対策を含め徹底した無駄の排除や低コスト化に取り組み収益性の向上に努める。

また、将来の出荷頭数の増加に併せ、計画的な人員の確保と再雇用者の活用による作業体制を強化すると共に、若手職員のレベル向上、部門間の連携強化、外部委託の有効活用により、効率的な事業運営に努める。

Ⅲ. 事業計画

1. と畜計画

(単位：頭)

畜 種	頭 数	集 荷 団 体 別 内 訳		
		公 社	畜 協	業 者
豚	176,000	158,000	6,610	11,390
牛	3,960	2,810	1,150	－
馬	200	－	－	200

2. カット計画

(単位：頭)

畜 種	頭 数	集 荷 団 体 別 内 訳		
		公 社	畜 協	業 者
豚	92,000	83,400	3,840	4,760
牛	1,770	1,550	220	－
馬	90	－	－	90

3. 販売計画

(単位：千円)

種 別	金 額
食 肉 ・ 副 生 物	9, 6 8 5, 7 5 0
高 原 ハ ム 製 品	2 0 6, 0 0 0
合 計	9, 8 9 1, 7 5 0

Ⅳ. 固定資産取得計画

(単位：千円)

区 分	内 容	金 額
1.と畜部門	①豚内臓赤物チェーン	11,700
	②インクラインチェーン	4,000
	③給湯装置	3,000
	④調整槽ポンプ	2,000
	⑤大動物係留所入口屋根工事	1,500
	⑥大動物と畜銃砲	900
	⑦豚フットカッター他	4,600
	小 計	27,700
2.内臓部門	①内臓通路LED照明	850
	小 計	850
3.カット部門	①冷凍保管用コンテナ	4,000
	②骨保管冷凍コンテナ用ユニット	2,000
	③梱包機他	1,300
	小 計	7,300
4.加工部門	①製造室エアコン	3,500
	②惣菜加工室エアコン	1,000
	③袋詰包装機他	1,100
	小 計	5,600
5.事業部門	①豚枝肉管理システム	4,000
	小 計	4,000
6.管理部門	①アスファルト舗装	3,000
	②厚生棟温湯循環ポンプ	1,000
	③工場棟1階ステンレス扉	1,000
	小 計	5,000
合 計		50,450

V. 人員配置計画

室・部・課	人員	職 務 内 容
品質管理室	2	自主検査、衛生管理マニュアルの作業検証他
小 計	2	
総 務 部	1	総務部統括
総 務 課	3	人事、経理、福利厚生、コンプライアンス他
施 設 課	5	施設の保守管理
小 計	9	
事 業 部	1	事業部統括
事 業 管 理 課	5	集荷計画の作成、債権管理他
販 売 課	1 5	食肉及び副生物の販売他
小 計	2 1	
製 造 部	1	製造部統括
製 造 課	2 7	食肉処理
小 計	2 8	
加 工 部	1	加工部統括
加 工 課	1 1	高原ハムの製造販売
小 計	1 2	
合 計	7 2	(正職員、嘱託職員、臨時職員) ※役員兼務含む

VI. 収支計画

(単位:千円)

区 分	科 目	金 額
売上高	食 肉 副 生 物 売 上 高	9,685,750
	と 畜 加 工 利 用 料	552,910
	製 品 売 上 高	206,000
	営 業 雑 収 入	53,320
	合 計	10, 497, 980
売上原価	食 肉 副 生 物 仕 入 高	9,147,800
	製 品 材 料 費	45,000
	と 畜 加 工 材 料 費	13,000
	業 務 委 託 費	292,250
	工 場 賃 金	101,580
	工 場 法 定 福 利 費	21,870
	工 場 福 利 厚 生 費	720
	工 場 退 職 給 付 費 用	3,750
	工 場 中 退 金 掛 金	2,100
	と 畜 加 工 労 務 費	15,220
	工 場 製 品 労 務 費	16,930
	工 場 水 道 光 熱 費	183,650
	工 場 消 耗 備 品 費	400
	工 場 消 耗 品 費	6,880
	工 場 賃 借 料	390
	工 場 保 険 料	880
	工 場 保 守 修 繕 費	35,900
	工 場 租 税 公 課	12,980
	工 場 減 価 償 却 費	95,340
	工 場 旅 費	100
	工 場 会 議 費	100
	営 業 雑 費	18,460
	合 計	10, 015, 300
売上総利益		482, 680

(単位:千円)

区 分	科 目	金 額
販売費及び一般管理費	役 員 報 酬	22,560
	給 与 手 当	108,290
	法 定 福 利 費	23,430
	福 利 厚 生 費	2,350
	役員退任慰労引当金繰入	2,890
	退 職 給 付 費 用	3,670
	中 退 金 掛 金	1,860
	臨 時 パ ー ト 労 務 費	12,870
	運 賃	166,000
	販 売 費	54,350
	広 告 宣 伝 費	100
	水 道 光 熱 費	4,350
	車 両 費	2,190
	消 耗 備 品 費	700
	消 耗 品 費	6,940
	賃 借 料	2,050
	保 険 料	3,800
	保 守 修 繕 費	5,600
	租 税 公 課	11,950
	減 価 償 却 費	10,700
	接 待 交 際 費	2,600
	旅 費	3,100
	通 信 費	1,560
	支 払 手 数 料	5,150
	会 議 費	1,200
	分 担 金	2,000
	図 書 研 修 費	660
	雑 費	6,650
	合 計	469, 570
営業利益		13, 110

(単位:千円)

区 分	科 目	金 額
営業外収益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	200
	雑 収 入	5,300
	受 取 家 賃	2,000
	合 計	7, 500
営業外費用	支 払 利 息	1,800
	合 計	1, 800
経常利益		18, 810
税 引 前 当 期 純 利 益		18, 810
法人税、住民税及び事業税		14,010
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,200
当 期 純 利 益		6, 000

VII. 資金計画

(単位:千円)

科 目	5年度期首	5年度期末	増 減
【資産の部】			
現 金 預 金	390,273	419,439	29,166
売 掛 金	400,000	400,000	0
棚 卸 資 産	120,000	120,000	0
雑 資 産	5,000	5,000	0
固 定 資 産	3,106,000	3,156,450	50,450
減価償却累計額	△ 2,269,029	△ 2,375,069	△ 106,040
資 産 合 計	1, 752, 244	1, 725, 820	△ 26, 424
【負債の部】			
短 期 借 入 金	52,674	49,057	△ 3,617
買 掛 金	80,000	80,000	0
雑 負 債	120,000	120,000	0
長 期 借 入 金	57,475	22,788	△ 34,687
退職給与引当金	69,395	75,275	5,880
負 債 合 計	379, 544	347, 120	△ 32, 424
【純資産の部】			
資 本 金	1,319,700	1,319,700	0
利 益 剰 余 金	53,000	59,000	6,000
(当 期 純 利 益)	(0)	(6,000)	(6,000)
純 資 産 合 計	1, 372, 700	1, 378, 700	6, 000
負債及び純資産合計	1, 752, 244	1, 725, 820	△ 26, 424

※負債の部の短期借入金は、1年以内返済長期借入金であります。

法人名 (株)秋田県食肉流通公社

②令和4年度計算書類等

法人所管課 畜産振興課

第 4 5 期

〔 自：令和 4 年 4 月 1 日
至：令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

事 業 報 告 書

株式会社 秋田県食肉流通公社

目 次

事業報告

株式会社の現況に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
株式に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 4
会社役員に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 5
会計監査人に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
会社の体制及び方針	・ ・ ・ ・ ・ 6

計算書類

貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 7
損益計算書	・ ・ ・ ・ ・ 8
株主資本等変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 9
個別注記表	・ ・ ・ ・ ・ 10

独立監査人の監査報告書	・ ・ ・ ・ ・ 13
-------------	--------------

監査役会の監査報告書	・ ・ ・ ・ ・ 14
------------	--------------

事業報告

株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

令和4年度の当社事業については、不安定な社会情勢が続くなか、エネルギー価格の高騰や各種資材の度重なる値上がりなどにより大変厳しい生産・販売環境ではありましたが、生産者はもとより流通販売業者、関係団体等のご尽力とご協力のおかげで、結果的には前年をやや上回る事業を展開することができました。

事業別には、集荷事業において、肉牛は、県内・県外ともに前年を上回る集荷頭数を確保できました。肉豚は、大規模生産農場との連携による生販一体の取り組みを進め、前年並みの集荷頭数を確保できました。

一方、販売事業では、牛肉・豚肉ともに物価高騰により先行き不透明な厳しい販売環境でありましたが、牛肉は、輸出促進事業として引き続きタイ・台湾へ積極的な取り組みを実施し、前年度を7トン上回る33トンの「秋田牛」を輸出したほか、国内においても秋田牛ブランド推進協議会と連携のもと、「秋田牛ブランド」の確立と消費拡大に向けた積極的な販売・PR活動を展開しました。豚肉は、市場価格の変動による影響があったものの、生産者や流通販売業者と連携のもと、引き続き量販店におけるプライベートブランドとしての取組等を強化した販売を展開しました。

また、加工品は、受託製造を積極的に引き受けるとともに、各種イベントにも積極的に参加したほか、高原ハムギフトカタログをリニューアルし県内外への販売促進に取り組みました。

施設整備では、県の支援による「食肉・食鳥処理施設緊急環境整備事業」を活用し、安定稼働に向けた機械設備等の更新・改修を実施しました。

事業収支については、エネルギー価格の高騰により光熱費の増嵩がありましたが、販売部門の収益増や販売経費の見直しと節減に努めたことにより、営業利益734万円、税引前当期純利益1,712万円、最終の当期純利益は865万円となりました。

部門別には、と畜部門は、豚176,891頭で計画比100.5%(前年比100.0%)、牛3,887頭で計画比103.7%(前年比104.9%)、馬157頭で計画比62.8%(前年比71.0%)となりました。

カット部門は、豚91,613頭で計画比99.6%(前年比102.2%)、牛1,749.5頭で計画比101.7%(前年比101.4%)、馬90頭で計画比69.2%(前年比92.8%)となりました。

販売部門の枝肉等と加工品を加えた販売高は、101億4,774万円で計画比111.0%(前年比110.9%)となりました。

引き続き、株主をはじめ、関係機関の皆様のご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

処理頭数及び部門別販売高

(単位：頭、千円)

区 分	計 画	実 績	増 減 (計画対比)	委 託 者 別 取 扱 数		
				公 社	畜 協	業 者
と 畜 豚	176,000	176,891	891 (100.5%)	158,078	6,355	12,458
と 畜 牛	3,750	3,887	137 (103.7%)	2,706	1,179	2
と 畜 馬	250	157	△93 (62.8%)	3	—	154
豚換算 計	188,000	189,023	1,023 (100.5%)	166,205	9,892	12,926
カ ッ ト 豚	92,000	91,613.0	△387.0 (99.6%)	83,508.5	3,161.0	4,943.5
カ ッ ト 牛	1,720	1,749.5	29.5 (101.7%)	1,531.5	217.0	1.0
カ ッ ト 馬	130	90.0	△40.0 (69.2%)	—	—	90.0
豚換算 計	110,500	110,008.0	△492.0 (99.6%)	98,823.5	5,331.0	5,853.5
枝肉加工品 等 販 売 高	9,145,350	10,147,746	1,002.396 (111.0%)	—	—	—
枝 肉 等 販 売 高	8,939,350	9,932,783	993,433 (111.1%)	—	—	—
加 工 品 販 売 高	206,000	214,963	8,963 (104.4%)	—	—	—

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は75,413,600円であり、その内訳は下記のとおりであります。

(1) 建	物	豚解体処理室LED照明他	8,924,600 円				
(2) 構	築	物	構内舗装工事	1,918,000 円			
(3) 機	械	装	置	小型貫流蒸気ボイラー他	62,360,000 円		
(4) 車	輜	運	搬	具	バッテリーフォークリフト	1,363,000 円	
(5) 工	具	器	具	備	品	豚枝肉計量器架台他	848,000 円
合 計						75,413,600 円	

3. 財産及び損益の状況

区 分	第42期 平成31年度	第43期 令和2年度	第44期 令和3年度	第45期 令和4年度
売 上 高 (千円)	9,277,779	9,789,559	9,882,289	10,681,527
経 常 利 益 (千円)	30,456	35,142	8,313	17,121
当 期 純 利 益 (千円)	14,990	19,135	4,706	8,656
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	113	145	35	65
総 資 産 (千円)	1,803,593	1,913,409	1,894,351	1,869,414
純 資 産 (千円)	1,347,526	1,366,661	1,371,368	1,380,025
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	10,210	10,355	10,391	10,457
豚 と 畜 取 扱 数 (頭)	162,659	176,243	176,904	176,891
牛 と 畜 取 扱 数 (頭)	4,370	3,852	3,706	3,887
馬 と 畜 取 扱 数 (頭)	258	260	221	157
豚 カ ッ ト 取 扱 数 (頭)	84,695.5	87,350.5	89,081.5	91,613.0
牛 カ ッ ト 取 扱 数 (頭)	945.5	1,619.0	1,726.0	1,749.5
馬 カ ッ ト 取 扱 数 (頭)	107.0	103.5	97.0	90.0
加 工 品 販 売 量 (kg)	139,266	145,046	128,978	121,456

4. 主要な事業内容

- (1) 肉畜の集荷、と殺、解体
- (2) 枝肉及び副産物の買取り並びに受託処理加工
- (3) 食肉及び副生物の加工並びに貯蔵販売

5. 主要な営業所及び工場

- (1) 本 社 本 社 (秋 田 市)
 (2) 工 場 第一工場 (と畜・カット) (")
 第二工場 (食肉加工場) (")

6. 従業員の状況

性 別	期末従業員数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	5 6 人	△ 1 人	4 1 . 4 歳	1 5 . 0 年
女 子	8 人	0 人	4 8 . 6 歳	1 7 . 0 年
合 計	6 4 人	△ 1 人	4 2 . 3 歳	1 5 . 3 年

注) 従業員数には、正職員、嘱託職員が含まれております。

7. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
秋 田 銀 行	110,149,000円
合 計	110,149,000円

株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 150,000 株
 2. 発行済株式の総数 131,970 株
 3. 当事業年度末の株主数 32 名
 4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
秋 田 県	44,571 株	33.77 %
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	37,849 株	28.68 %
独立行政法人農畜産業振興機構	32,000 株	24.24 %
秋 田 県 畜 産 農 業 協 同 組 合	13,501 株	10.23 %
全国共済農業協同組合連合会	2,249 株	1.70 %
秋 田 市	1,007 株	0.76 %

会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 田 正 広	秋田県畜産農業協同組合 代表理事組合長
取締役副社長	加 藤 義 康	
専 務 取 締 役	小 野 悟	
常 務 取 締 役	近 江 谷 亮 一	
取 締 役	吉 田 良	全国農業協同組合連合会秋田県本部 園芸畜産部長
取 締 役	長 岐 哲 行	秋田県畜産農業協同組合 参与
取 締 役	永 井 丈 晴	全国共済農業協同組合連合会秋田県本部 副本部長
取 締 役	新 出 康 史	秋田市産業振興部長
取 締 役	高 橋 長 寿	秋田県家畜商業協同組合 副理事長
取 締 役	小 松 信 一	秋田県食肉事業協同組合連合会 会長
常 勤 監 査 役	山 崎 司	秋田市産業振興部 産業企画課長
監 査 役	小 川 宏 人	
監 査 役	安 杖 和 彦	

注) 1. 当期中の取締役の異動

令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会において、永井丈晴氏が取締役に選任され就任しました。

2. 当期中の監査役の異動

令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会において、監査役 奈良年洋氏、高橋泉氏は辞任しました。

上記の定時株主総会において、新たに小川宏人氏、安杖和彦氏が監査役に選任され就任しました。

3. 取締役 加藤義康氏、吉田 良氏、長岐哲行氏、永井丈晴氏、新出康史氏、高橋長寿氏 小松信一氏は会社法第2条第15号で定める社外取締役であります。

4. 監査役 小川宏人氏、安杖和彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	3 人	18,360,000円	1 人	4,200,000円	4 人	22,560,000円
株主総会決議に基づく退任慰労金	—	—	—	—	—	—
計	3 人	18,360,000円	1 人	4,200,000円	4 人	22,560,000円

- 注) 1. 取締役及び監査役の月額報酬の総会決定額は、取締役は月額 2,000千円以内、監査役は月額 600千円以内であります。
2. 期末現在の人員は、取締役10名、監査役3名であります。うち、取締役7名、監査役2名は無報酬であります。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

会計監査人の所属及び氏名

所属及び氏名 公認会計士高井宏司事務所 公認会計士 高井宏司

会社の体制及び方針

当社は業務の適正を確保するため、次の体制を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合し、損失の危険の管理及び効率的に行われることを確保するための体制。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制。
- (4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	966,291,072	流動負債	327,164,868
現金及び預金	294,118,850	買掛金	178,933,191
売掛金	522,361,136	1年以内返済長期借入金	52,674,000
商品	113,525,862	未払金	62,756,836
製品	12,272,802	未払費用	3,477,166
原材料	13,506,903	預り金	8,308,675
仕掛品	201,044	未払消費税等	6,643,800
貯蔵品	5,462,334	未払法人税等	14,371,200
未収入金	4,776,141		
前払費用	66,000	固定負債	162,223,874
		長期借入金	57,475,000
固定資産	903,123,484	退職給付引当金	57,775,106
有形固定資産	829,631,714	役員退任慰労引当金	14,507,000
建物	383,910,382	預り保証金	21,446,768
構築物	31,834,103	資産除去債務	11,020,000
機械装置	313,283,164		
車両運搬具	1,530,508	負債合計	489,388,742
工具器具備品	4,684,927		
土地	94,388,630	(純資産の部)	
無形固定資産	2,132,420	株主資本	1,380,025,814
電話加入権	627,700	資本金	1,319,700,000
ソフトウェア	1,504,720	利益剰余金	60,325,814
投資その他の資産	71,359,350	その他利益剰余金	60,325,814
出資金	45,720,000	繰越利益剰余金	60,325,814
長期前払費用	2,159,850		
差入保証金	30,000	純資産合計	1,380,025,814
預託金	57,000		
繰延税金資産	23,392,500		
資産合計	1,869,414,556	負債及び純資産合計	1,869,414,556

損 益 計 算 書

自 令和 4年4月 1日
至 令和 5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		10,681,527,953
売上原価		10,196,012,925
売上総利益		485,515,028
販売費及び一般管理費		478,170,520
営業利益		7,344,508
営業外収益		
受取利息及び配当金	388,517	
受取家賃	2,133,696	
雑収入	8,921,528	
受取補助金	400,000	11,843,741
営業外費用		
支払利息	2,067,155	2,067,155
経常利益		17,121,094
特別利益		
受取補助金	19,000,000	19,000,000
特別損失		
固定資産除却損	3	
固定資産圧縮損	19,000,000	19,000,003
税引前当期純利益		17,121,091
法人税、住民税及び事業税	9,709,698	
法人税等調整額	△1,245,500	8,464,198
当期純利益		8,656,893

株主資本等変動計算書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

(単位：円)

項 目	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計	
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,319,700,000	51,668,921	51,668,921	1,371,368,921	1,371,368,921
当期変動額					
当期純利益		8,656,893	8,656,893	8,656,893	8,656,893
当期変動額合計		8,656,893	8,656,893	8,656,893	8,656,893
当期末残高	1,319,700,000	60,325,814	60,325,814	1,380,025,814	1,380,025,814

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他の有価証券 時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品・・・先入先出法による低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に定める耐用年数による定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、通常の売買取引に係る方法に準じた定額法によっております。なお、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース資産は、リース会計基準により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、債権の貸倒の損失に備えるため、畜産物信用保険に加入しており、前3年内の貸倒実績率がゼロであるため当期は計上しておりません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）と勤労者退職金共済機構の給付額との差額を計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品、製品等の販売については、原則として当該商品、製品等の引渡時点でこれらの支配が顧客に移転され、履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

と場使用料、カット料等のサービスの提供については、サービスの提供完了時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

5. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 資産除去債務に関する会計基準

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は以下のとおりであります。

建	物	383,910,382円
土	地	94,388,630円

担保に係る債務は以下のとおりであります。

長期借入金	110,139,000円
-------	--------------

(2) 固定資産の圧縮記帳額は19,000,000円であり、その内訳は以下のとおりであります。

機 械 装 置	19,000,000円
---------	-------------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,233,381,555円

(資産除去債務に関する会計基準等の適用に伴う減価償却累計額9,172,511円を含む)

(4) 当社は、冷蔵冷凍庫及び焼却炉の設置にあたり、フロン回収破壊法、ダイオキシン類対策法及び労働安全衛生法によって、当該物質を適切に除去する義務に関し資産除去債務を計上しております。

当該事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりであります。

期首残高	11,020,000円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務の履行による減少額	0円
期末残高	11,020,000円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	131,970株
---------------------	----------

IV. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の内訳は以下のとおりであります。

未払事業税	1,688,000円
未払事業所税	341,400円
退職給付引当金	17,598,200円
資産除去債務	3,356,600円
一括償却資産	408,300円
繰延税金資産合計	23,392,500円

V. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っているものは以下のとおりであります。

(単位：円)

区 分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	4,080,000	1,700,000	2,380,000
車 両 運 搬 具	4,800,000	3,600,000	1,200,000
合 計	8,880,000	5,300,000	3,580,000

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	10,457円11銭
1株当たり当期純利益額	65円59銭

VII. 収益認識に関する注記

顧客への販売から生じる収益を理解するための基準となる情報は、I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月11日

株式会社 秋田県食肉流通公社
取締役会 御中

公認会計士 高井宏司事務所
秋田県秋田市山王七丁目6番12号

公認会計士 高井宏司



監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田県食肉流通公社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役会の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、独立性について我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査計画、業務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士高井宏司氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月15日

株式会社秋田県食肉流通公社監査役会

常勤監査役 山崎 司



監査役 小川 宏人



監査役 安杖 和彦



第 4 5 期

〔 自：令和 4 年 4 月 1 日
至：令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

附 属 明 細 書

株式会社 秋田県食肉流通公社

I . 附属明細書（事業報告関係）

取締役及び監査役の兼務の状況の明細

区分	氏 名	兼 務 先	兼務の内容
取 締 役	土 田 正 広		
	加 藤 義 康	秋田県畜産農業協同組合	代表理事組合長
	小 野 悟		
	近 江 谷 亮 一		
	吉 田 良	全国農業協同組合連合会秋田県本部	園芸畜産部長
	長 岐 哲 行	秋田県畜産農業協同組合	参与
	永 井 丈 晴	全国共済農業協同組合連合会秋田県本部	副本部長
	新 出 康 史	秋田市	産業振興部長
	高 橋 長 寿	秋田県家畜商業協同組合	副理事長
	小 松 信 一	秋田県食肉事業協同組合連合会	会長
監 査 役	山 崎 司		
	小 川 宏 人	秋田市	産業企画課長
	安 杖 和 彦	秋田県農業協同組合中央会	経営総合対策部長

Ⅱ．附属明細書（計算書類関係）

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

（単位：円）

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形 固定 資産	建　　物	409,659,150	8,924,600	0	34,673,368	383,910,382	1,150,321,839
	構　築　物	33,508,381	1,918,000	0	3,592,278	31,834,103	241,117,997
	機　械　装　置	328,826,832	43,360,000	3	58,903,665	313,283,164	802,222,456
	車両運搬具	457,133	1,363,000	0	289,625	1,530,508	13,324,802
	工具器具備品	6,717,274	848,000	0	2,880,347	4,684,927	26,394,461
	土　　地	94,388,630	0	0	0	94,388,630	—
	計	873,557,400	56,413,600	3	100,339,283	829,631,714	2,233,381,555
無形 固定 資産	電話加入権	627,700	0	0	0	627,700	
	ソフトウェア	2,483,456	0	0	978,736	1,504,720	
	計	3,111,156	0	0	978,736	2,132,420	

注) 当期増加額は、圧縮記帳額(19,000,000円)差引後の金額で、圧縮記帳した資産の内訳は下記のとおりであります。

資産の種類	取得価額	圧縮記帳額	差引当期増加額
建　　物	8,924,600	0	8,924,600
構　築　物	1,918,000	0	1,918,000
機　械　装　置	62,360,000	19,000,000	43,360,000
車　輛　運　搬　具	1,363,000	0	1,363,000
工具器具備品	848,000	0	848,000
合　　計	75,413,600	19,000,000	56,413,600

引当金の明細

（単位：円）

区　　分	期　首　残　高	当期増加額	当期減少額	期　末　残　高
退職給付引当金	55,670,849	9,755,970	7,651,713	57,775,106
役員退任慰労引当金	11,620,500	2,936,500	50,000	14,507,000

注) 引当金の計上理由及び額の算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

販売費及び一般管理費の明細

〔 自 令和 4 年 4 月 1 日 〕
〔 至 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

(単位：円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	22,560,000
給 料 手 当	111,207,009
法 定 福 利 費	21,930,570
福 利 厚 生 費	1,120,271
役員退任慰労引当金繰入	2,886,500
退 職 給 付 費 用	6,378,574
退 職 共 済 掛 金	2,340,000
労 務 費	7,431,975
運 賃	164,678,266
販 売 費	69,867,918
加 工 販 売 費	1,605,218
広 告 宣 伝 費	36,364
水 道 光 熱 費	3,903,869
車 両 費	1,727,485
消 耗 備 品 費	930,000
消 耗 品 費	7,571,679
賃 借 料	1,978,839
保 険 料	3,827,659
保 守 修 繕 費	4,778,173
租 税 公 課	11,817,202
減 価 償 却 費	11,170,610
接 待 交 際 費	2,500,615
旅 交 通 費	2,146,510
通 信 運 搬 費	1,283,194
支 払 手 数 料	4,332,922
会 議 費	985,212
分 担 金	1,258,100
図 書 研 修 費	419,257
雑 費	5,496,529
合 計	478,170,520